

(仮称) 狭山市防災基本条例骨子案【案】

条例制定の背景と決意

本条例を策定するに至った背景と、その決意を記述します。

(例)

我が国においては、これまで幾たびもの震災、風水害等により、多くのかけがえのない生命と平穏な暮らしが奪われており、狭山市（以下「市」という。）においては、近年、台風による不老川の溢水等で多くの浸水被害が発生しました。

これらの災害を教訓として、私たちは、災害から生命、身体及び財産を守るためには、災害に強いまちづくりが重要であること、市民及び事業者が「自らの生命は自らが守る」という自助の考え方を基本とし、市民、事業者及び市が相互に連携・協働し、防災に取り組むことが必要不可欠であることを痛感させられました。

この条例は、市民、事業者及び市の防災における責務や役割を明確にするとともに、災害予防及び災害が発生した際の応急対策並びに復旧・復興に関する基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等の生命、身体及び財産を災害から守る、その決意を表明するものです。

(仮称) 狭山市防災基本条例骨子案【案】

総則

1. 目的

条例の目的を定めます。

(例)

この条例は、市民、事業者及び市の防災における責務及び役割を明らかにするとともに、災害予防及び災害が発生した際の応急対策並びに復旧・復興に関する基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

(仮称) 狭山市防災基本条例骨子案【案】

総則

2. 定義

条例における用語の意義を定めます。

- ・災害：災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害をいう。
- ・防災：災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧・復興を図ることをいう。
- ・市民：市の区域内（以下「市内」という。）に居住する者をいう。
- ・市民等：市民及び市内に勤務し、在学し、若しくは災害時に滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- ・事業者：市内で事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。
- ・自主防災組織：共助の考え方にに基づき、自治会等を単位として自発的に結成された組織をいう。
- ・防災関係機関：埼玉県警察、埼玉西部消防組合その他防災対策を実施する埼玉県の関係機関及び法第2条第3号から第6号までに規定する関係機関をいう。
- ・帰宅困難者：災害による交通機関の停止により、帰宅が困難になった者をいう。
- ・災害時要配慮者：災害時において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、その他特に配慮を要する者をいう。

(仮称) 狭山市防災基本条例骨子案【案】

3. 基本理念

市民、事業者及び市が防災対策に取り組む上での基本理念を定めます。

(例)

- ・ 自らの命は自ら守る「自助」、隣近所等で力を合わせて助け合う「共助」、行政による災害対応「公助」の考え方にに基づき、それぞれの責務と役割を果たし、相互に連携・協働し防災対策に取り組む。
- ・ 防災対策を検討するに当たっては、^①女性や^②災害時要配慮者等^③、多様な主体の視点を反映するとともに、災害による被害を最小化する減災の考え方を基本とする。
- ・ 防災に関する知識を習得し、災害から命を守る行動力と判断力を高め、助け合いの精神を育むことにより、災害時に備えるとともに、後の世代にこれらを継承していく。

①【アイデア：No.39】 ②【アイデア：No.37】 ③【アイデア：No.38】

4. 地域防災計画への反映

条例の基本理念の狭山市地域防災計画への反映について定めます。

(例)

- ・ 狭山市防災会議は、狭山市地域防災計画の改定に当たっては、国や県等の最新の情報を踏まえるとともに、条例の基本理念を尊重し、反映させなければならない。

(仮称) 狭山市防災基本条例骨子案【案】

市民、事業者及び市の責務

1. 市民の責務

災害時の被害の防止又は軽減を図るための市民の責務について定めます。

(例)

- ・自己及び家族の安全を確保するため、自ら災害に備えるために必要な対策の実施に努めるものとする。
- ・相互に協力して災害に立ち向かうことができる良好な地域社会の形成に努めるものとする。
【アイデア：No.18～No.22】
- ・自主防災組織の結成に努めるものとする。【アイデア：No.27】
- ・自主防災組織、事業者、消防団、防災関係機関及び市等が実施する防災対策及び防災活動へ協力するものとする。

2. 事業者の責務

災害時の被害の防止又は軽減を図るための事業者の責務について定めます。

(例)

- ・従業員、事業所の来所者及び周辺地域の住民並びにその管理する施設及び設備の安全確保に努めるものとする。
【アイデア：No.11】
- ・事業活動を継続し、又は再開できる体制の整備に努めるものとする。
- ・従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会の提供に努めるものとする。【アイデア：No.3】
- ・自主防災組織、消防団、防災関係機関及び市等が実施する防災対策及び防災活動への協力を努めるものとする。
- ・帰宅困難者対策及びその内容の従業員への周知に努めるものとする。

(仮称) 狭山市防災基本条例骨子案【案】

3. 市の責務

災害時の被害の防止又は軽減を図るための市の責務について定めます。

(例)

- ・ 市民、事業者、自主防災組織、消防団、ボランティア、NPO及び防災関係機関等と連携した防災対策を推進しなければならない。
- ・ 自主防災組織等の結成のため積極的な支援及び協力をしなければならない。【アイデア：No.28】
- ・ 自主防災組織等の育成のため積極的な支援及び協力をし、その充実に取り組まなければならない。【アイデア：No.28】

防災人づくりの推進

防災に関する学習及び訓練、教育等

市民及び事業者、市の防災に関する学習及び訓練、教育等への取組みについて定めます。

(例)

- ・ 市民及び事業者は、防災に関する学習及び訓練を積極的かつ継続的に行うよう努めるものとする。【アイデア：No.3・No.6・No.7】
- ・ 市は、防災に関する教育及び市の防災訓練を充実させなければならない。【アイデア：No.5】
- ・ 市は、地域防災に関する活動を支える防災リーダーとなる人材を育成しなければならない。【アイデア：No.4】
- ・ 市は、防災に関する普及啓発活動を推進しなければならない。

(仮称) 狭山市防災基本条例骨子案【案】

災害に強い地域づくり

災害への備え

1. 市民の災害への備え

市民が、災害に備え、取り組んでいただく必要がある事項について定めます。

(例)

- ・ 災害情報入手手段の確保 【アイデア：No.1】
- ・ 自宅の耐震補強 【アイデア：No.8】
- ・ 家具等の転倒防止、落下防止 【アイデア：No.9】
- ・ 非常持出品の準備 【アイデア：No.12】
- ・ 食料、飲料の備蓄（最低3日分。1週間分が望ましい。） 【アイデア：No.14】
- ・ 避難場所、避難経路、避難方法の確認 【アイデア：No.31】

2. 事業者の災害への備え

事業者が、災害に備え、取り組んでいただく必要がある事項について定めます。

(例)

- ・ 災害情報入手手段の確保 【アイデア：No.1】
- ・ 事業所の施設設備の安全確保（耐震補強） 【アイデア：No.11】
- ・ オフィス家具等の転倒防止、落下防止 【アイデア：No.10】
- ・ 食料、飲料の備蓄（最低3日分。1週間分が望ましい。） 【アイデア：No.14】
- ・ 避難場所、避難経路、避難方法の確認 【アイデア：No.31】
- ・ 事業所防災計画の策定 【アイデア：No.30】
- ・ 事業継続計画（BCP）の策定 【アイデア：No.29】

(仮称) 狭山市防災基本条例骨子案【案】

3. 市の災害への備え

市が、災害に備え、取り組まなければならない事項について定めます。

(例)

- ・ 災害応急・復旧体制の充実・強化 【アイデア：No.33・No.56】
- ・ 備蓄体制の充実・強化（直接備蓄・流通備蓄） 【アイデア：No.17】
- ・ 避難所の整備・充実 【アイデア：No.45～No.47】
- ・ 災害時情報収集伝達体制の整備・充実 【アイデア：No.1・No.32】
- ・ 災害時の医療救護体制の整備 【アイデア：No.54】
- ・ 災害時受援体制の整備 【アイデア：No.55】
- ・ 災害に強いまちづくりの推進（公共施設の耐震化、都市基盤の整備等） 【アイデア：No.40】

(仮称) 狭山市防災基本条例骨子案【案】

災害に強い地域づくり

地域における連携、相互支援体制の構築

1. 自治会・自主防災組織等と学校、事業者の連携

自治会・自主防災組織等と学校、事業者の連携に係る市の支援について定めます。

(例)

- ・市は、地域防災力の向上を目的に、自治会・自主防災組織等と学校、事業者が平常時からつながりを持ち、防災教育や災害時の応急対応等において連携できるよう支援しなければならない。【アイデア：No.26】

2. 自治会・自主防災組織等のネットワークづくり

自治会・自主防災組織等のネットワークづくりについて定めます。

(例)

- ・市は、自治会・自主防災組織等が平常時からつながりを持ち、それぞれの有する防災に関する知識や経験等を共有するとともに、平常時及び災害時等において相互に連携し効果的な活動を行うことができるよう、組織等のネットワークづくりを支援しなければならない。【アイデア：No.28】

(仮称) 狭山市防災基本条例骨子案【案】

災害に強い地域づくり

災害応急対策等

1. 市民及び事業者の災害応急対策

※

市民及び事業者が、災害時において、自らの生命（事業者においては従業員及び来所者の生命も含む）を守るため、また、相互に連携し市民等の生命を守るため、取り組んでいただく必要がある応急対策について定めます。

(例)

- ・ 災害時の正しい情報収集・共有・発信 【アイデア：No.1】
- ・ 適切な避難のタイミングの判断 【アイデア：No.34】
- ・ 出火防止及び初期消火活動 【アイデア：No.35】
- ・ 負傷者の救出、救護及び搬送 【アイデア：No.35】
- ・ 避難者の避難誘導 【アイデア：No.35】
- ・ 炊き出し等の給食・給水活動 【アイデア：No.35】
- ・ 市と連携した避難者主体の避難所運営 【アイデア：No.41】

※ 【アイデア：No.36】

(仮称) 狭山市防災基本条例骨子案【案】

2. 市の災害応急対策

市の災害時の応急対策について定めます。

(例)

- ・必要に応じて災害対策本部等を設置し、市民、事業者、消防団、防災関係機関等と連携するとともに、国や県等と一体となって、応急対策に万全を期さなければならない。
- ・必要に応じて避難所を開設し、避難者に対する必要な支援を行わなければならない。
- ・避難所運営に当たっては、市民及び事業者等と連携し、避難者主体の避難所運営に努めるものとする。
【アイデア：No.41】
- ・事業者及び防災関係機関等と連携し、帰宅困難者の発生状況を速やかに把握し、必要な支援を行わなければならない。 【アイデア：No.50】
- ・ボランティアやNPO等による被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、活動拠点の提供等必要な支援を行わなければならない。 【アイデア：No.53】

3. 市の復旧対策

市の災害時の復旧対策について定めます。

(例)

- ・公共施設又は道路、水道、下水道その他の生活必需施設の機能が低下し、又は損なわれたときは、市民生活の早期再建に資するため、防災関係機関等と連携し、これらの施設を速やかに復旧しなければならない。
【アイデア：No.56】

(仮称) 狭山市防災基本条例骨子案【案】

災害に強い地域づくり

復興対策

1. 市民及び事業者の復興対策

災害により甚大な被害を受けた場合の市民及び事業者の復興対策について定めます。

(例)

- ・相互に協力して速やかに生活及び事業の再建並びにまちの復興に努めるものとする。

2. 市の復興対策

災害により甚大な被害を受けた場合の市の復興対策について定めます。

(例)

- ・市民生活及び事業者の事業の早期再建並びにまちの復興に関する事業を速やかに、かつ、計画的に実施するため、復興対策本部を設置する。
- ・復興対策を行うに当たっては、市民及び事業者等の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講じなければならない。
- ・復興対策を行うに当たっては、市民及び事業者、国や県等との連携体制を確保しなければならない。
- ・復興対策を行うに当たっては、復興方針及び復興計画を策定し、円滑かつ迅速な復興を図らなければならない。

【アイディア：No.51】

(仮称) 狭山市防災基本条例骨子案【案】

災害時要配慮者への配慮等【アイデア：No.37】

1. 市民及び事業者の配慮

市民及び事業者の災害時要配慮者への配慮について定めます。

(例)

- ・市民は、日頃から地域の災害時要配慮者を把握し、顔の見える関係を築くとともに、災害時においては、避難支援に努めるものとする。
- ・事業者は、災害時において、市民が災害時要配慮者の避難を支援するにあたり、必要に応じて協力するよう努めるものとする。

2. 市の施策

市の災害時要配慮者への施策について定めます。

(例)

- ・防災対策に関する計画の策定及びその実施に当たっては、災害時要配慮者に配慮しなければならない。
- ・災害時においては、災害時要配慮者に配慮した措置を講じなければならない。